



# 境界あれこれ

4

## ～ 学校の内外の境界 ～

かうんせりんぐるうむ かかし

河岸由里子

### はじめに

学校の内外を考えたとき、真っ先に思い浮かぶのが、家庭と学校との境界ではないだろうか。

学校という場は、子どもを心身ともに育て、そして守る立場にある。教育基本法における学校教育では、**教育の目的**を次のように定めている。

「**教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。**」

そして、目標としては次の通り。

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1. 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求め

る態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと

2. 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

3. 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

4. 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5. 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

とある。この教育基本法には家庭教育についても

述べられている。

## 家庭教育

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

学校教育については、昨今「チーム学校」と言う考え方が中央教育審議会でも検討され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校職員として常勤化するなどの案が出されている。学校の先生方が、より学習指導に専念できるように、又オーバーワークを減らすためという配慮もあっての案である。「チーム学校」に向け、学校現場は変化していくだろう。

その様な中ではあるが、学校教育や学校という現場の内と外の境界というものはどの様になっているのだろうか、ちょっとそのことを考えてみようと思う。

### <学校と家庭の境界>

学校というところは、公教育にしろ私教育にしろ、学校の敷地内か外かということでも一つの境界を引いていると思う。

池田小学校事件以来、簡単に外部の人が校舎内に入れないようにと、インターフォンや施錠が義務付けられた。来訪者は必ずインターフォンを押し、職員室の誰かと話をして入れてもらうというシステムである。保育所や幼稚園でも同様のシステムを使っているところが増えた。保育所や幼稚園ではグラウンドも含めて塀で囲い、簡単に入れないようにして居る所も多い。しかし、これが高校になると殆どそういうシステムを使っていない。職員玄関は事務所に接しているの、そこで来訪者として記録するシステムにはなっている。大学は校門に警備員がいるが、学生が出入りするときに入ることは簡単である。

敷地の内外ということであれば、かなりはつき

りしていて、フェンスや塀で囲われていることではあるだろう。ただ、グラウンドに簡単に入れる学校も少なくない。運動会の時などは誰でもグラウンドに容易に入り込める。

校舎についても、参観日、レクリエーション、或いはバザーや学校祭などの時には保護者なのか不審者なのかの区別は付けづらい。

本気で子どもたちを守るなら、もっと厳しくチェックしなくてはならないだろうし、グラウンドもクローズドになっていなければならない。もちろん校門は常に閉まっていなければならない。凄く閉鎖的だが、完璧を目指すとする。

そうすると、内外の境界ははっきりするが、今の状況では敷地内かどうか程度の問題である。

ではもし、子どもが敷地内で犯罪者に追いかけられ、敷地から出たところで被害に遭ったらどうなるのか？学校の責任になるのだろうか？もちろんそんなことは起きてほしくないが、今は何が起きてもおかしくない時代でもある。

学校内や学校の活動中の事故は学校保険の適用範囲であり、治療費等が支払われる。登下校中の事故も、通常の通学路であれば学校保険の適用になる。事件の場合は加害者がいるので、そちら側の補償になることもあるだろう。

つまり、事故などの補償については、敷地内か、学校の活動中か、登下校中であればということで、境界が一応引かれている。

一方教育そのものについての境界はどうか？

学校教育は学校教育法に則り、文科省が定めている学習指導要領に従って行われている。

更に学習指導要領解説によって、何を教えるかについての詳細を記している。

道徳の授業を例にとってみよう。道徳は2018年度から小学校では評価科目となる。今までは各授業を通じ、或いは日々の学校生活を通じて、道徳を教えていくべきという考え方で、評価科目ではなかった。しかし評価科目となるのであれば、何を基準に評価するのかという問題がある。

道徳の内容については前述の解説において、

「いじめ自殺問題への対応の充実や、発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善すること」「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」という内容を追加し、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫するようにと述べられている。また、評価については、数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に関わる成長の様子を把握し、文章表記で評価することになっている。これも中々難しそうである。

ところで、道徳というのは、最初の、基本的なところは家庭で教えるものではないだろうか？何が正しくて何が間違っているのかについて最初に教えるのは親であろう。「人を叩いちゃダメ」「噛みついちゃダメ」「人の物をとったらダメ」等々と繰り返し教えていく。

そして社会のルールを教える。もちろん家のルールもある。「食事中は座って食べる」などの行儀作法に始まり、家族で行動するときのルールもある。車に乗るとき、トイレを使うときのルールなど。それが外出先での行動についてのルールへと変わっていく。こうした家庭教育の中でも道徳心は培われていく。

幼稚園や保育所などの集団に入れば、集団の中で学ぶ道徳がある。学校では特に前述のとおり「いじめ自殺問題」などについての授業を行うという。

しかし、いじめ自殺の問題は、学校よりも家庭教育の方が大事なのではないかと思う。自分の命を粗末にはしてはいけないことは、親から子に伝えるべきことではないか。いじめについても、「わが身つねって人の痛さを知れ」と、人の痛みを理解するように育てることが、家庭教育の一部だろう。改めて学校でも教えるにしろ、その前に家庭で教えるべきだろう。

では算数の授業を考えてみよう。

数えることを覚え、数字を覚える。そして、足し算など四則を覚えていく。数を数えることについては、家庭で少しずつ教わってくる。3歳児で3つまで数を数えられることが平均である。

小学校1年生では、入学当初クラスの半分くらいが、数を10まで数えられ、数字を10まで書ける。

親の学力にもよるだろうが、小学生の宿題を親が見て、教えている家が多い。夏休みや冬休みの自由研究は、親の作品ということもある。

学校で学ぶべきものを定着させるための宿題であろうが、親がまた教えなおさなければならぬとするなら、学校教育とは何かという疑問をもたらしてしまうのではないか。子ども一人一人が授業中に習得できるように教えてもらえるのが理想であろう。学校で学ぶべきものは学校で習得してほしい。それが親の願いでもあり、学校と家庭の境界でもあるのではないだろうか。

逆に学校側から見れば、箸の持ち方、食事の食べ方、トイレの使い方、登下校の仕方、生活リズム、健康維持などは家庭できちんと教え、見てほしいだろう。事故やけがについては、昨今日本でも訴訟が多くなり、学校側も神経質になっている。事故やけがの無いよう、学校側が最善を尽くすことはもちろんだ。わが子が学校にいる間に、事件や事故に巻き込まれたりけがをすることの無いよう願うのは親として当然である。

子どもは未熟である。守られるべき存在である。しかし、子ども自身も自分で自分の身を守るすべを身に着けて行かねばならない。それを第一義的に教えるのは家庭であろう。

このように考えてみると、お互いに押し付け合いをしていては、子どもはその狭間で右往左往することになる。事故やけがの問題を除けば、学校と家庭の間にはっきりした境界線を引くのではなく、相互にオーバーラップして見て行かねばならないのではなからうか。